

## 配偶者との離死別と子どもの生活状況

李 璟媛\*

## 抄 録

本研究では、配偶者との死別や離別などによるひとり親家庭の親と子どもの生活状況について、各種統計と先行研究に基づいて検討した。本稿では、一つ、ひとり親世帯の統計上の推移や経済状況、子育てなどを含む生活状況について、二つ、親との離死別後における環境や生活の変化を含む子どもの生活について検討した。分析の結果、ひとり親家庭の親と子どもが経験する状況はさまざまであり、一概にはいえないこと、また、ひとり親家庭の親と子どもは、経済的困難、環境の変化に適応していく過程で経験する困難、教育をめぐる困難、社会的排除など諸困難を抱えており、ひとり親家庭の親と子の多くは、これらの困難を複合的に経験していることを再確認した。今日、ひとり親家庭の親と子どもの生活支援のためのさまざまな政策が作られ、制度の整備も進んでいるが、その親子が直面している困難な状況を解決するためには、引き続きさらなる改善が必要な状況であること、中でも、子どもへの経済支援と学習・教育支援を継続的に行う必要があることを改めて再確認できたことは、本稿の成果の一つと思われる。

キーワード：ひとり親家族，子ども，離婚，死別

社会保障研究 2019, vol. 4, no. 1, pp. 4-19.

## I はじめに

本章は、配偶者との死別や離別などによるひとり親家庭の親と子どもの生活状況について、各種統計と先行研究に基づいて概観することを目的としている<sup>1)</sup>。ひとり親家庭における子どもの生活は、ひとり親家庭になった理由によって異なるだろうし、さらに、離別の場合は、離別後の監護親

との関係、非監護親との関係によっても異なると思われる。本稿では、一つ、ひとり親世帯の統計上の推移や経済状況、子育てなどを含む生活状況について、二つ、親との離死別後における環境や生活の変化を含む子どもの生活について述べる。親の離婚によるひとり親家庭の子どもにおいては、非監護親との関係についても確認する。その上、ひとり親家庭の子どもを支援する支援について概観したい。

\* 岡山大学大学院教育学研究科 教授

<sup>1)</sup> 本章では、統計調査を用いる場合は「ひとり親世帯」「母子世帯」「父子世帯」を使用し、親と子の生活状況を示す際や先行研究を引用する際は、文脈に沿って「ひとり親家庭」「母子家庭」「父子家庭」「ひとり親家族」などを用いている。

## Ⅱ ひとり親世帯の生活状況

### 1 統計からみるひとり親世帯の現状

表1は、日本の各種統計調査における母子世帯、父子世帯の定義を示したものである。本稿では、「全国ひとり親世帯等調査」にならって、「ひとり親世帯とは、父または母がいない満20歳未満の未婚の子どもが、その母、または父によって養育されている世帯を指す」が、表1で示した調査等を用いる場合は、調査主体に基づいた定義にしたがう。

2015年の「国勢調査」によると、母子世帯が約75.4万世帯、父子世帯が約8.4万世帯である。母子世帯が約44.4万世帯、父子世帯が約5.7万世帯であった1980年に比べて母子世帯が大幅に増えている。2017年の「国民生活基礎調査」では、母子世帯が約76.7万世帯、父子世帯が約9.7万世帯で、母子世帯が約60万世帯、父子世帯が約11.5万世帯であった1986年と比べると、母子世帯は増え父子世帯は減少している。2016年の「全国ひとり親世帯等調査」の推計値によると、母子世帯が約123.2万世帯、父子世帯が18.7万世帯で、母子世帯が79.9万世帯、父子世帯が15.7万世帯であった1993年より母子世帯がかなり増えている。いずれの調査においてもひとり親世帯が増えているのが分かる。

表2は、「全国ひとり親世帯等調査」によるひとり親世帯になった理由を示したものである。同調査が初めて実施された1978年度の調査対象は母子世帯のみで、父子世帯が加わるのは1983年度調査

からである。1978年度の母子世帯のひとり親になった理由は、死別と生別が半々で、生別のうち離婚が約4割であった。しかし、2016年度には生別によるひとり親世帯が多くなり、死別は1割を下回り、離婚が約8割、未婚が約1割を占めている。父子世帯においても同様な傾向がみられ、死別は減少し、離婚が増えている。

2016年現在の離婚総数は216,798件、そのうち、親権の設定を必要とする子どもがいる場合が125,946件（58.1%）で、夫が全児の親権を持つ場合が15,033件（11.9%）、妻が全児の親権を持つ場合が106,314件（84.4%）である。1950年には夫が全児の親権を持つ場合が5割に近かったが、次第に妻が親権を持つ場合が多くなり、2016年現在は妻が8割を超え、母と子のひとり親世帯が多くを占めている〔国立社会保障・人口問題研究所（2018）〕。

日本では、2011年の民法等の一部改正により、第766条の「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とする規定に基づいて、協議離婚時に定めるべきこととして、親子の面会交流と子の監護に要する費用の分担等について明文化し、2012年4月1日から実施している。条文には養育費という言葉はないが、子の監護に関する費用の分担が養育費を意味し、現に、離婚届には、未成年の子がいる場合、面会交流と養育

表1 各調査における用語の説明

調査名	用語
国勢調査	・母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯 ・父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯
国民生活基礎調査	・母子世帯：死別・離別その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯 ・父子世帯：死別・離別その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯
全国ひとり親世帯等調査 (旧：全国母子世帯等調査)	・母子世帯：父のいない児童（満20歳未満の子どもであっても、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯 ・父子世帯：母のいない児童（満20歳未満の子どもであっても、未婚のもの）がその父によって養育されている世帯

注1：各調査における用語は、最近年の調査で示された定義を記載している。

注2：「全国ひとり親世帯等の調査」は、「全国母子世帯等調査」を2016年度調査から名称変更したものである。以下では「全国ひとり親世帯等の調査」と表記する。

表2 ひとり親世帯になった理由

(単位：%)

年度	合計	死別	生別					不詳	
			離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他		
母子世帯になった理由	1978	100.0	49.9	37.9	4.8	—	—	7.4	—
	1983	100.0	36.1	49.1	5.3	—	—	9.5	—
	1988	100.0	29.7	62.3	3.6	—	—	4.4	—
	1993	100.0	24.6	64.3	4.7	—	—	4.2	—
	1998	100.0	18.7	68.4	7.3	—	—	4.2	—
	2003	100.0	12.0	79.9	5.8	0.4	0.6	1.2	—
	2006	100.0	9.7	79.7	6.7	0.1	0.7	2.3	0.7
	2011	100.0	7.5	80.8	7.8	0.4	0.4	3.1	—
2016	100.0	8.0	79.5	8.7	0.5	0.4	2.0	0.9	
父子世帯になった理由	1978	—	—	—	—	—	—	—	—
	1983	100.0	40.0	54.2	—	—	—	5.8	—
	1988	100.0	35.9	55.4	—	—	—	8.7	—
	1993	100.0	32.2	62.6	—	—	—	2.9	—
	1998	100.0	31.8	57.1	—	—	—	7.8	—
	2003	100.0	19.2	74.2	—	0.5	0.5	4.9	—
	2006	100.0	22.1	74.4	—	—	0.5	2.5	0.5
	2011	100.0	16.8	74.3	1.2	0.5	0.5	6.6	—
2016	100.0	19.0	75.6	0.5	0.5	0.5	3.0	1.0	

注1：1978年から2011年までは「全国母子世帯等調査」、2016年は「全国ひとり親世帯等調査」結果である。

出所：厚生労働省（1998-2011）『全国母子世帯等調査結果報告』、厚生労働省（2016）『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告（平成28年11月1日現在）』より作成。

費分担の取決めをしているかどうかチェックする欄が設けられている<sup>2)</sup>。実際に非監護親の養育費負担と子どもとの面会交流の状況をみると、2016年現在、養育費の取決めをしている母子世帯は42.9%、父子世帯は20.8%である。養育費を現在も受けている母子世帯は24.3%、父子世帯は3.2%、受けたことがない母子世帯は56.0%、父子世帯は86.0%である。面会交流の取決めをしている母子世帯は24.1%、父子世帯は27.3%、現在面会交流がある母子世帯は29.3%、父子世帯は45.5%、面会交流を行ったことがない母子世帯は46.3%、父子世帯は32.8%である〔厚生労働省（2017）pp.50-73〕。

表3には、2016年度の「全国ひとり親世帯等調

査」でみえた母子世帯と父子世帯の平均的な状況を示した。まず、母子世帯の特徴を概略すると、ひとり親世帯になった時の母親の平均年齢は33.8歳、末子の平均年齢は4.4歳、母子のみの世帯が6割、母子の他に同居者がある場合が約4割で、そのうち約7割が親と同居している。母親の8割以上が就業しているが、正社員が4割弱、年間の平均就労収入は約200万円、年間の世帯総収入は348万で、世帯総収入が400万円以上の世帯は3割に過ぎない。母子世帯の1割が生活保護を受給し、約7割が児童扶養手当を受給している。母子世帯の約9割を占める生別母子世帯の状況は、死別母子世帯に比べて、ひとり親になった時の親の年齢と末子の年齢が低く、持家率が低く、本人の就労収入は若

<sup>2)</sup>「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」では、2012年4月1日以降、離婚によりひとり親世帯になった親に離婚届書の養育費と面会交流の取決め欄のチェック状況を質問している。養育費の「取り決めをしている」欄にチェックしたのは母子、父子世帯の2割前後、「まだ決めていない」の欄にチェックしたのはともに1割弱、チェックしていないのは母子の1割弱、父子の2割弱で、チェックしなかった理由は、母子世帯は知らなかったが5割弱、必須ではないからが4割、父子世帯は知らなかったが3割、必須ではないからが4割である。面会交流の「取り決めをしている」欄にチェックしたのは、母子、父子ともに2割前後である。チェックしていない理由は、母子世帯は知らなかったが4割強、必須ではないからが2割強、父子世帯はそれぞれ4割と5割であった〔厚生労働省（2017）pp.50-73〕。

表3 「全国ひとり親世帯等調査」による母子世帯、父子世帯の平均的な状況

内容	母子世帯			父子世帯			
	全体	死別	生別	全体	死別	生別	
世帯数（推計値）	123.16万世帯			18.7万世帯			
ひとり親世帯になった時の親の平均年齢	33.8歳	38.8歳	33.4歳	39.3歳	43.4歳	38.2歳	
ひとり親世帯になった時の末子の平均年齢	4.4歳	6.5歳	4.3歳	6.5歳	8.1歳	6.1歳	
調査時点の親の平均年齢	41.1歳	46.3歳	40.6歳	45.7歳	49.0歳	44.8歳	
調査時点の末子の平均年齢	11.3歳	13.6歳	11.1歳	12.8歳	13.5歳	12.6歳	
調査時点の平均世帯人員	3.29人	3.32人	3.28人	3.65人	3.39人	3.70人	
調査時点の平均子ども的人数	1.52人			1.50人			
世帯構成	母子、または父子のみ	61.3%	58.2%	61.5%	44.4%	53.2%	42.0%
	他に同居者あり (同居者が親の場合)	38.7% (71.4) %	41.8% (37.7) %	38.5% (74.9) %	55.6% (79.6) %	46.8% (66.7) %	58.0% (81.9) %
持家割合	35.0%	58.8%	32.9%	68.1%	68.8%	68.2%	
ひとり親世帯になる前の就業あり	75.8%	69.1%	76.5%	95.8%	94.8%	96.9%	
就業者のうちの正規の職員・従業員	32.1%	32.5%	32.1%	71.9%	72.6%	71.7%	
	54.7%	47.4%	55.4%	4.6%	8.2%	3.8%	
就業者のうちのパート・アルバイト等	81.8%	70.3%	83.1%	85.4%	79.2%	87.3%	
調査時点における就業あり	44.2%	31.9%	45.0%	68.2%	63.9%	69.3%	
	43.8%	50.0%	43.4%	6.4%	4.9%	6.7%	
平均年間における本人就労収入 <sup>1)</sup>	200万円	186万円	202万円	398万円	525万円	365万円	
100万円以下の割合	22.3%	29.1%	21.8%	8.2%	10.5%	7.6%	
	9.2%	6.4%	9.4%	39.9%	42.1%	39.3%	
平均年間における世帯総収入 <sup>1)</sup>	348万円	356万円	348万円	573万円	709万円	538万円	
100万円以下の割合	6.2%	8.6%	5.9%	2.4%	4.0%	2.0%	
	30.8%	33.3%	30.5%	62.1%	58.0%	63.1%	
生活保護受給あり	11.2%	9.0%	11.4%	9.3%	8.0%	9.7%	
公的年金（遺族・障害・高齢等）受給あり	7.5%			7.0%			
ある場合の平均年金月額	9万円			12.5万円			
児童扶養手当受給あり	73.0%	31.6%	76.7%	51.5%	43.9%	53.2%	

注1：2015年の状況。各種公的給付と養育費などのその他を含めた平均年間収入は、母子世帯243万円、父子世帯420万円である。

出所：厚生労働省（2017）『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告』により作成。

干多く、世帯総収入は若干少ない。生活保護受給者率は若干多く、児童扶養手当受給者率ははるかに多い。次いで、父子世帯の特徴を概略すると、ひとり親世帯になった時の平均年齢は39.3歳、末子の平均年齢は6.5歳である。父子のみの世帯が4割強、父子の他に同居者がある場合が6割弱で、そのうち約8割が親と同居している。本人の就労収入は年間平均398万円、世帯総収入は573万円である。世帯総収入が400万円以上ある世帯は約6割である。父子世帯の1割が生活保護を受給し、約5割が児童扶養手当を受給している。父子世帯の約8割を占める生別父子世帯の状況を見ると、死別父子世帯に比べて、父子世帯になった時の親の年齢と末子の年齢が低く、父子のみの世帯構成が少な

く、就業率は高いが本人の就労収入と世帯総収入ははるかに少ない。生活保護と児童扶養手当受給率は若干高い。

母子世帯と父子世帯を比べてみると、母子世帯は、親と子のみの構成が多く、持家率、就業率、本人の就労収入と世帯総収入は低く、生活保護と児童扶養手当の受給率は高い。父子世帯に比べて母子世帯の方が経済的に厳しい状況にある。ただ、ひとり親世帯になった理由により経済状況に差がみられ、母子世帯、父子世帯、ともに、死別に比べて生別の方が、より厳しい経済状況におかれている。

## 2 ひとり親世帯の暮らし

### (1) 経済状況

第2節では、ひとり親世帯の暮らしについて、主に経済状況と子育て、子どもの教育を中心に確認する。表4には、近年の「国民生活基礎調査」の中で大規模調査年度に該当する2007、2013、2016年度の世帯別総所得を示した。所得は調査前年度の状況である。2015年度の全世帯の平均総所得金額は545.4万円、児童のいる世帯は707.6万円、母子世帯は270.1万円である。母子世帯の場合、稼働所得が総所得の約8割、年金以外の社会保障給付金が2割近くを占めている。公的社会保障給付金が総所得に占める割合が高く、母子世帯の経済の支えになっていることが分かる。それでも母子世帯の総所得は、ほかの世帯と比べて最も低く、児童のいる世帯の約3分の1にすぎない。さらに表5をみると、子どもがいる現役世帯のうち、大人が

1人世帯の子どもの貧困率は50.8%で、大人が2人以上世帯の10.7%に比べてはるかに高く、ひとり親世帯の子どもの貧困状況が明らかになっている。

同調査では、現在の暮らしを総合的にどのような感じているかという質問を行い表6のような結果を得ている。生活全体においても、母子世帯は、ほかの世帯に比べて「大変苦しい」と感じている者が非常に多く、「やや苦しい」を含めると8割以上が苦しいと感じている。この苦しさは、もちろん、厳しい経済状況のみを意味するものではないが、この回答から、経済状況が生活全般に与えるであろう影響を読み取ることはできる。

ひとり親世帯が厳しい経済状況であることはすでに多くの研究で指摘されている。例えば、濱本は、母子世帯が母子世帯になる前と後の生活状況を比較し、母子世帯になることで貧困になる世帯

表4 所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合の推移 (単位：万円(％))

調査年度	世帯	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の 社会保障給付金	仕送り・企業年金・ 個人年金・ その他の所得
2007	全世帯	566.8 (100.0)	434.8 (76.7)	98.2 (17.3)	18.1 (3.2)	3.4 (0.6)	12.2 (2.2)
	児童のいる世帯	701.2 (100.0)	643.0 (91.7)	33.2 (4.7)	13.8 (2.0)	4.9 (0.7)	6.3 (0.9)
	母子世帯	236.7 (100.0)	185.8 (78.5)	10.9 (4.6)	1.1 (0.5)	27.6 (11.7)	11.2 (4.7)
2013	全世帯	537.2 (100.0)	396.7 (73.8)	102.7 (9.1)	16.4 (3.1)	8.6 (1.6)	12.8 (2.4)
	児童のいる世帯	673.2 (100.0)	603.0 (89.6)	29.1 (4.3)	11.5 (1.7)	23.2 (3.4)	6.3 (0.9)
	母子世帯	243.4 (100.0)	179.0 (73.5)	7.6 (3.1)	1.7 (0.7)	49.3 (20.2)	5.8 (2.4)
2016	全世帯	545.4 (100.0)	403.3 (74.0)	104.4 (19.1)	18.3 (3.4)	6.3 (1.2)	13.1 (2.4)
	児童のいる世帯	707.6 (100.0)	646.7 (91.4)	27.2 (3.8)	9.6 (1.4)	17.4 (2.5)	6.7 (0.9)
	母子世帯	270.1 (100.0)	213.9 (79.2)	7.6 (2.8)	0.5 (0.2)	42.5 (15.7)	5.7 (2.1)

出所：厚生労働省（2008/2014/2017）『国民生活基礎調査の概況』より作成。

表5 貧困率の年次推移

(単位：％, 万円)

	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が1人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が2人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	14.2	10.7
中央値	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244
貧困線	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

注1：1994年の数値は兵庫県を除いたもの、2015年の数値は熊本県を除いたものである。

注2：貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注3：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世代とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注4：「貧困線」とは等価可処分所得の中央値の半分、「相対的貧困率」とは貧困線に満たない世帯員の割合を指す。

出所：厚生労働省（2017）『平成28年国民生活基礎調査の概況』, p.15。

表6 各世帯別にみた生活意識

(単位：%)

年度	世帯別	大変苦しい	やや苦しい	普通	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	合計
2007	全世帯	24.0	33.2	37.7	4.6	0.5	100.0
	児童のいる世帯	26.3	37.2	32.7	3.6	0.3	100.0
	母子世帯	48.5	36.6	14.2	0.7	0.0	100.0
2013	全世帯	27.7	32.2	35.6	3.9	0.5	100.0
	児童のいる世帯	31.7	34.3	30.7	3.1	0.3	100.0
	母子世帯	49.5	35.2	14.7	0.6	0.0	100.0
2016	全世帯	23.4	33.1	38.4	4.5	0.6	100.0
	児童のいる世帯	26.8	35.2	33.7	4.0	0.3	100.0
	母子世帯	45.1	37.6	16.4	0.9	0.0	100.0

出所：厚生労働省（2008/2014/2017）『国民生活基礎調査の概況』より作成。

が著しく増えることやたとえ貧困に陥らなくても、その多くが母子世帯になる前の生活水準を維持できない現状を明らかにしている〔濱本(2005)〕。村上は、離婚は父子家庭に比べて母子家庭により多くの影響を与えること〔村上(2009)〕、離婚は世帯収入を下げるだけでなく、その影響は時間が経過しても同じ強さで存続することを報告している。〔村上(2011)〕。ほかに母子世帯のみでなく父子世帯における厳しい経済状況も明らかになっている〔財団法人東京女性財団(1993)〕〔村上(2009)〕〔岩田(2009)〕。特に岩田は、母子家庭における生活の困難と貧困問題は社会問題化されているが、同様な問題を抱えている父子家庭の問題は社会に注目されないことに注目し、その背景の一つとして、父親を支える親族資源をあげる。つまり、父子家庭の父親の多くは子どもの祖父母の支援の下で仕事と子育ての両立を図っており、同居の実家からの援助は、「子育て」から「住まい」「金銭的援助」に至るまで多岐にわたっていることを明らかにしている。一方、父子家庭になってから貧困を経験した父親は、父と子のみの家族構成、低所得・低学歴の父親の場合、生活の具体的な場面でさまざまな経済困窮を経験しており、父親の社会的階層によって格差があることを明らかにしている〔岩田(2009)〕。また、母子世帯の正規雇用や非正規雇用という就業状況の格差に注目し、母子世帯に対する就業支援の重要性を指摘する研究〔藤原(2007)〕がある一方で、正社員の母子世帯ですら約半数が脱貧困の指標に達していない現状に注目し、「正社員就業」が

母子世帯にとって脱貧困に向けての好条件ではあるものの、直ちに「正社員就業実現＝脱貧困」という構図にならないことにも注意が必要であると指摘する研究もみられる〔周(2012)〕。特に、周は、母子世帯の母親の8割以上が正社員として働きたいと考えながらも半数以上の母親が当面は正社員としての就業をためらう現状から、仕事と子育ての両立を可能にする就業支援の必要性を強調する。周の指摘はひとり親家庭の親と子どもの生活状況の改善にむけて示唆するところが大きい。

## (2) 子育てと子どもの教育

続いて、ひとり親家庭の暮らしについて、子育てと子どもの教育を中心にみてみよう。

シングルマザーの生活時間の国際比較を行った田宮・四方は、日本のシングルマザーは他国に比べて、仕事時間は最も長く(315分)、育児時間は最も少なく(23分)、長時間労働のしわ寄せが育児時間を切り詰める結果をもたらしていると指摘するとともに、貧困率が高い日本の母子世帯の特徴を踏まえ、シングルマザーの仕事時間の短縮と育児時間確保のための支援政策、仕事時間短縮に伴う減収補てんのための所得保障、シングルマザーのワーク・ライフ・バランスのための支援政策の必要性を指摘する〔田宮・四方(2007)〕。田宮らの指摘のように、生活時間に焦点を合わせてみると、母子世帯の母親の長い仕事時間のゆえに子育てにかかわる時間を調整しなければならず、その結果母親が仕事と子育ての両立に悩み、先ほどの周の指摘のように正社員としての就職を望みなが

らも、望まないという矛盾した状況が生じる構造につながる。阿部は、政府は「子育て支援」の一環として、育児と仕事を両立させる「ワーク・ライフ・バランス」を提唱しているにもかかわらず、母子世帯の母親に対してはさらなる「就労による自立」を促しており、その結果、母親に影響を与えるだけでなく、その子どもにも負担と犠牲を強いることになる、早くから危惧している〔阿部(2008) pp.120-121〕。このような状況は母子世帯の母親に限ることではなく、長時間労働にさらされている父子世帯の父親にもそのまま当てはまる。実際に父子世帯においても、父親が就業を継続するためには就業と子育てを両立できる環境が必要である。しかし、表3のように母子の6割以上、父子の4割以上は、子どもと大人1人の世帯で構成されており、一人の大人が仕事と家事と子育てを一手に引き受けざるを得ない状況におかれている。

NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむは、母子家庭の子育てや生活に関する調査を継続的に行っているため、子育てにかかわるいくつかの調査結果を紹介したい。まず、母親たちは、母子家庭になって親として困ったこととして、家計(お金)、仕事、子どものことを、子どもに関して困ったこととして、学校・保育園のことと子どもにかかるお金のことを挙げている〔NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ(2003) p.9〕。母子家庭の母が仕事と子育ての両立で困っていることは、子どもや親自身の病気のと看、急な残業や土日が仕事のと看に子どもの預け先がなく、頼れる親族もいず困っている状況が明らかになっている〔同(2007) pp.29-31〕。また、子育てするうえで気がかりや心配事として、子育て費用の不足、子どもの将来、子どもの安全確保、子どもの進路、子どもの病気、子どもの反抗、母子家庭への周囲の偏見〔同(2007) p.32, (2010) p.15〕が挙げられている。つまり、母子家庭の母親たちは、子育てにおいて複合的に困難な状況に置かれていることが明らかになっている。

次いで、ひとり親世帯における子どもの教育をめぐる状況について確認したい。2016年度の「全

国ひとり親世帯等調査」によると、ひとり親世帯の親の子どもについての悩みは「教育・進学」(母子58.7%, 父子46.3%)が最も多い。ひとり親世帯の厳しい経済状況は、子どもの将来の生活に繋がる教育投資にも影響を与える。まず、子どもに期待する最終学歴について確認した結果、2016年度の調査では、母子世帯も父子世帯も、「大学・大学院」までが最も多く4割以上、「高校」までが3割前後になっている。子どもに期待する最終学歴は、ひとり親の学歴と関連がみられ、母子世帯では、母親の学歴が中卒の場合、子どもの最終進学目標は高校までが最も多く約6割を占め、母親が高卒の場合、高校までが約4割、大学以上が約4割、母親が大卒以上の場合、大学以上が最も多く8割を超えている。父子世帯に同様な傾向がみられた〔厚生労働省(2017) pp.89-90〕。

また、中学3年生とその親を対象とした内閣府の調査でも同様な傾向がみられている。同調査では、ひとり親世帯と二人親世帯の親と子どもが考える「理想」と「現実的」な進路について質問している。子どもの回答では、ひとり親世帯で大学以上を理想としていた子どもは40.1%, 二人親世帯では64.5%である。現実的に大学以上になると考えていたのは、ひとり親世帯の子どもが32.0%, 二人親世帯の子どもが58.9%である。両世帯とも理想より現実が低くなっているが、世帯の間でも差が開いている。親の回答をみると、ひとり親世帯で大学以上を理想としているのは38.6%, 二人親世帯では65.6%, 現実的に大学以上になると考えていたのは、ひとり親世帯の親が29.5%, 二人親世帯の親が55.9%である。理想と現実において、いずれも、ひとり親世帯の親の方が二人親世帯の親に比べて、子どもに期待する最終学歴が低い。理想と現実が異なる理由は、両世帯ともに最も多かったのは、「子どもがそう希望しているから」であるが、「家庭に経済的に余裕がないから」という理由では、ひとり親世帯の親は26.0%が、二人親世帯の親は9.5%がそう答えており、両者間の差がみられている〔内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室(2012) pp.34-36, pp.134-136〕〔稲葉(2012) pp.191-198〕。

日本の2018年3月高校卒業生の大学進学率は、49.7%（短大を含むと54.8%）で、10年前の46.0%（52.9%）と比べると少し上がっている〔文部科学省HP〕。ひとり親世帯の親が、子どもの最終学歴として大学以上を期待する割合が年々増えているので、子どもの大学進学率も高くなっていると思われるが、ひとり親世帯の子どもの大学進学率の明確な数値はわからないため推測するのみである。ただ今まで確認したように、ひとり親世帯の親が期待する子どもの最終学歴は、二人親世帯の親の期待より低いことから、両世帯間の子どもの大学進学率に現実的な差があることは、十分予測できる。

### Ⅲ ひとり親家庭における子どもの生活と支援

#### 1 ひとり親家庭の子どもの生活

##### (1) 生活の変化

「全国ひとり親世帯等調査」や「国民生活基礎調査」などは、ひとり親世帯の親を対象とした項目で構成され、子どもを対象とした項目は設定されていないため、子どもの生活全般の状況を把握することは難しい。また、ひとり親家庭になった後の子どもたちの生活の変化はもちろん一様ではなく、親と死別なのか、離別なのかによっても異なると思われるが、背景による一般的な変化を見出すことも難しい。例えば、ひとり親家庭になった後の子どもの生活の変化を分析した研究では、母親との死別で父子家庭になったケースで、配偶者の死による環境の変化に父親が適応できず、その影響で親子関係が破綻し、子どもの家庭生活が崩れた例や、親の死による精神的な影響が子ども本人の就学や就職行動、人間関係にも及んだ例、経済状況の変化によって子ども本人の進路選択に制約が生じた例などが報告されている〔安宅(2017)〕。離婚でひとり親家庭になったケースでも、比較的短期間で適応する子どもや対人不信、不登校という深刻な経験を経て回復する子ども、時間が経っても依然として苦悩している子どもなどさまざまな例が報告されている〔藤田(2016)〕。親の暴力や金銭トラブルなどで離婚に

至った場合は、親の離婚後、子どもが精神的に落ち着き親の離婚を肯定的に受け入れていることも報告され、離婚前後の状況が離婚後の子どもの生活に影響を及ぼすことが明らかになっている〔棚瀬(2004)〕。また、離婚前は子どもの母親が不安定で子どもにあたるなどして、子どもも不安定な状態だったのが、離婚後母親が落ち着くことで、子どもも安心、明るくなるケースや、父親と別れるという環境の変化によって情緒不安定になる子どもの報告もみられるなど〔三島(1985)、堀田(2009)〕、子どもたちが生活の変化に適応していく過程もさまざまであることが明らかになっている。

一方、先行研究を検討する中で、ひとり親家庭の子どもは、「異なる」「ラベリング」「引け目」などの表現で、自分自身を位置づけていることが多くみられたため、まず、子どもはひとり親家庭になったことをどのように受け止めているのかを中心に確認したい。神原は、ひとり親家族の親と子どもは、いわゆる「標準家族」という枠から考えると、それらの規範から逸脱するものであり、死別よりは離別が、離別よりは未婚が、より規範から逸脱するものと見受けられ、よりマイナス評価をうけることになることや、ひとり親家族が標準家族でなくなることは、その親と子が社会的に排除される契機になると指摘する〔神原(2007)〕。竹田らは、大学生がもつひとり親家庭の子育てに関するイメージを問う量的調査を行い、神原の指摘とおりに死別よりは離婚が、離婚よりは未婚のひとり親家族の子育てが、より否定的に評価されていることを確認している〔竹田他(2011)〕。このような傾向は、ひとり親家庭で育った経験のある大学生においても同様にみられた。ただ、ひとり親家庭で育った経験のある大学生は経験のない大学生に比べて、離婚による母子家庭の子育てを肯定的に評価しており、特に、調査時に母子核家族であった大学生は、離婚によるひとり親家庭の子育てを肯定的に評価していた<sup>3)</sup>。

子どもは親の離婚をどのように受け止めているのか、またどのような影響を受けているのかを分析した研究では〔財団法人家庭問題情報センター



(2005) pp.10-27, 平松 (2005)], 親の離婚について肯定的な意見が2割, 仕方がなかったが3割弱, 否定的な意見が3割強である。子どもは, 自分自身については, 自立できるようになり, 他人の立場を考えたり, ささまざまな人生があることを理解できるようになったと回顧し, 家族については, 離婚後母が明るくなり, 安定し, 家族が親密になったと回顧している。辛かったことは, 進学を諦めたり, 進路を変更したり, 自分の将来にかかわる変化が生じたこと, 結婚に関するトラウマで苦しいこと, 社会関係においては, 「正しくない家庭の子」としてみられるなど差別と偏見に悩んだことなどが明らかになっている。

同様な結果はほかの研究からも明らかになっている。まず, 「ひとり親家族を生きる困難」について分析した本村は, ひとり親家族の子どもは, ひとり親家族が, 親族・友達・学校・社会から「ラベリング」されていることを認識し, 自分の行動によってひとり親が非難されないように意識して生活しなければならず, ひとり親家族であることを開示することへの面倒さを感じていることを明らかにしている〔本村 (2011)〕。ひとり親家庭で育った経験のある子どもの語りを分析した上野・李の研究では, 自分が育ったひとり親家庭について「他の家庭とは違う」と認識し, 「周りの目」を意識している様子や, 語り手自身も過去にひとり親家庭に偏見を持っていたために自分のことを周りに開示できない様子などが報告されている。中には, ひとり親家庭であることが知られることを心配した親から周りに言わないように要求されていたケースもみられた。この場合は, ひとり親家庭の親本人が行政に勤めているにもかかわらず, ひとり親家庭の支援制度すら利用できなかったケースで, 社会の偏見によりもたらされる不利な状況が明らかになっている。さらに, 父子家庭で育った子どもは学校の授業において「二重の引け目」を感じたことを語っていた。例えば, 「家庭科

の授業が一番引け目を感じる授業だった」と語り, 「家でお母さんがしているのみたでしょう」とか「家でお母さんに教えてもらってね」という教師の発言に傷ついている。さらに, 「調理実習でできない時, お母さんがいてできないのとお母さんがいなくてできないのは全然違うし, 引け目を感じる」といい, 一つはひとり親家庭の子どもであること, 二つは父子家庭の子どもであることで, 「二重の引け目」を感じていたと語っていた。また, 自分がひとり親家庭の子どもであることを話すと, 周りの空気が変わり, 暗くなるのが嫌だったと語ることで, ひとり親家庭の子どもであることを開示することにも, 開示しないことにも, 抵抗があることを表現していた〔上野・李 (2010) pp.44-80, (2014)〕。

そして, ひとり親家庭はほかの家庭とは違うという子どもたちの認識は, かれらが将来について語る際にもみられる。上野・李の研究では, ひとり親家庭で育った子どもたちが, 自分の過去を振り返る場面より, 未来を語ることで明るくなる様子を報告している。子どもたちは, 結婚に対する願望は強く, 結婚して「普通」の家庭を築きたいと考えている。一方で, 親の離婚によりひとり親家庭になった子どもは, 結婚して親のように不幸になることへの恐れから, 普通に幸せになることへの希望とその希望に対する恐れという矛盾した気持ちで悩む姿も明らかになっている〔上野・李 (2010) pp.44-80, (2014)〕。野口・桜井は, 親の離婚を経験した多くの子どもが, 異性との関係において「親密性への恐れ」の感情を抱えていることを見出し, 親の離婚の影響が, 青年期, 成人期の発達段階において, 「結婚はばかばかしい」「捨てられたら, 嫌われたらどうしよう」「相手の親が反対すると思う」などの気持ちとして現在化される場合があることを指摘している〔野口・桜井 (2009)〕。

一方, ひとり親家庭の子どもたちが, ひとり親

<sup>3)</sup> 竹田らの研究の調査対象者の1,379人のうち, 高校卒業までにひとり親家庭を経験した人は87人の6.6% (無回答除く) で, 親の離婚を経験した大学生が58人で最も多い。高校卒業までに, 父の再婚を経験している者は2人, 母の再婚を経験している者は20人で, 調査時における家族構成が父母のいる核家族が23名, 父母のいる拡大家族が9名, 母子核家族が25名, 母子拡大家族が12名である。

家庭になってからの生活の変化に戸惑いながらも適応していく過程を報告した研究もみられる。まず、インタビュー調査に基づいたひとり親家庭の子どもとしての生活について家庭経験と学校経験の両面から分析した志田の研究によると、子どもたちは、家庭における経験では、突然訪れた環境の変化に戸惑いながらも、現在の生活を肯定的にとらえており、いらいら感と安心感というアンビバレントな感情を持っていた。また、学校における経験では、日本における二人親の子育てをめぐる規範的圧力とプレッシャーによって、ひとり親家庭の子どもは、家庭背景を隠すことを強いられる状況におかれ、自分の状況を誰にも言えなかったり、恥ずかしいと思ったり、事実をいうとみんなから「ごめん」と言われ、気まづくなった経験をしていたことを明らかにしている。一方、志田は、子どもたちは、親族や教員、同じくひとり親家庭の子どもである友人らとのつながりを豊富にもち、そのつながりを生かして生きていこうとしており、ひとり親家庭に対する自分の経験を肯定的にとらえていたと報告し、ひとり親家庭の子どもが肯定的に生きられる背景にあるのは、社会的「承認」を得られることであると分析する〔志田(2015)〕。また、本村は、先ほどの研究で大学生がインタビューに応じた理由として「社会の人たちに自分たちはちゃんと生きていることを知ってほしかった」「自分の家族経験が役に立つのがうれしい」「とにかく聞いてもらいたかった」からと語ったことから、かれらにとって「語る」という営みは、自分自身の存在を証明し、社会からの「承認」願望を満たし、自己を支えるための積極的な挑戦であったのではないかと述べる。そして、かれらにとってひとり親家族を生きる上で有効な手段は、「承認」と「社会的包摂」だったのではないかと分析している〔本村(2011)〕。志田や本村の研究からは、ひとり親家庭の子どもたちが、自分の経験や生活史を受け入れ、肯定的に生きるための有効な手段こそ、社会的承認であり、社会的包摂であることが、明らかになった。さらに志田は、社会的不平等には、貧困などの経済的不平等と、ステレオタイプや日常生活の相互行為におけ

る非難・中傷など文化的なものに由来する社会的秩序における不平等という二種類があるとするナンシー・フレイザーの概念に基づき、ひとり親家庭はこの二種類の不平等に晒され、二重の不平等を被っているにもかかわらず、これまではひとり親家庭の支援に関する議論は経済的不平等に視点がおかれていたため、これからは社会的秩序の不平等に視点を置いた議論が必要であると強調する〔志田(2015)〕。志田の指摘は、まさにひとり親家庭に対する偏見をなくし、ひとり親家庭に対する社会的排除から社会的包摂へという支援に対する方向性の転換を示しているものとして注目すべきである。

## (2) 教育

次いで、ひとり親家庭の子どもの生活について教育達成という視点からまとめてみよう。近年は、ひとり親家庭の子どもの教育達成に注目する研究が多く行われ、研究成果も得られている。まず、稲葉は、「2005年社会階層と社会移動全国調査(SSM調査)」を用いて、子どもの義務教育修了前の時期(15歳時頃)に父の不在および父の死亡が、その後の子どものライフコースにどのような影響を与えているかを分析し、父不在を経験した子どもは、経験しない子どもに比べて、高等教育機関への進学率が一貫して低いこと〔稲葉(2008)〕、父が不在の子どもは、低い学歴達成と連動して男女ともに初職年齢が早く、男性は初職のホワイトカラー比率が低く、その後の転職経験数も多く、若い世代ほど格差が大きくなっていることを見出している。さらに、稲葉は、「社会保障制度が整備され貧困が個人の人生に及ぼす影響が小さくなっている」という仮説は、少なくともひとり親世帯出身者にはあてはまらず、特に、母子世帯出身者は社会全体が高学歴化するなかで、取り残された存在であり、遺族年金や児童扶養手当などの社会保障制度は、子どもの大学進学を想定していなかったため、社会全体の高学歴化にともなって大きな格差が顕在化してきたと指摘する〔稲葉(2011) pp.239-252〕。余田・林は、15歳時点における父親の不在が子どもの地位達成に及ぼす影響を

分析し、15歳時までに父親不在の経験をした子どもは経験をしていない子どもに比べて、ブルーカラー職としての労働市場に参入する傾向が強く、専門職やホワイトカラー職に初職として入職できる割合が低かったことを見出し、その格差は教育達成の格差で説明できるかどうかを分析している。その結果、父親が不在であることが直接に初職達成に影響しているのではなく、父親不在が教育達成水準を低め、その不利が就職に影響していることを明らかにしている〔余田・林 (2010)〕。また、子どもの教育達成の低さは、母子世帯のみでなく父子世帯にも共通にみられ、ひとり親世帯と二人親世帯間の教育達成の格差は、近年になっても縮小しておらず、むしろ拡大していること〔余田 (2012a) (2012b), 齊藤 (2014)〕, 特に、その格差は、男性に比べて女性に大きいこと〔余田 (2012b), 稲葉 (2016) pp.135-136〕, 学歴は、就業や結婚などを初めとしてその後のライフコースに影響を与えること〔余田 (2012a)〕が明らかになっている。さらに、近年は、家族構造に関係なく子どもの進学率は上がっているが、ひとり親世帯の子どもの進学率は、常に二人親世帯の子どもに比べて低いこと〔齊藤 (2014)〕, 子どもに期待する教育程度においてもひとり親世帯の方が常に低いこと〔余田 (2014)〕が明らかになっている。安宅は、ひとり親世帯出身者と二人親世帯出身者との間には、すでに義務教育修了の時点で学業成績上の格差が顕著化し始めていること、ひとり親世帯出身者の進学をめぐる不利益は、就職後においても雇用の不安定につながっていることを明らかにしている〔安宅 (2017)〕。これらの一連の研究は、ひとり親家庭における子どもの教育をめぐる現状は、一貫して子どもたちに不利に働いていることを説明している。

阿部は、義務教育が終わる15歳時の暮らし向きがその後の生活水準にどう影響するかを分析し、「15歳時の貧困→限られた教育機会→恵まれない職→低所得→低い生活水準」につながり、子ども期の貧困は、子どもが成長した後も継続して影響を及ぼすこと、また子ども期の貧困というのは、あとから解消できない「不利」であること、

貧困の世代間連鎖を繰り返さない鍵としての所得効果は大きいことを指摘する〔阿部 (2008) pp.18-36〕。大石は、15歳時の暮らし向きが悪い場合に学歴達成が低いことは、貧困の世代間連鎖を示唆し、15歳時の家族構造によって貧困リスクや学歴達成に差がみられることは、家族が生活保障や教育において重要な役割を果たしていることを示唆すると指摘する〔大石 (2007)〕。阿部や大石の指摘は、ひとり親家庭の子どもというより、15歳時における経済状況を念頭においた指摘であるが、子どもの生活保障や教育の責任がほぼ家族に一任されている現状において、貧困率の高い日本のひとり親世帯の親と子どもの生活を支える適切な支援は何かを考える際、非常に有効な指摘である。

### (3) 非監護親との関係

最後に、離婚によるひとり親家庭で育つ子どもを中心に、非監護親との面会交流や養育費支払い状況などを踏まえて確認し、非監護親との関係が子どもの生活にどのような影響を与えるかを検討したい。非監護親からの養育費支払いは、ひとり親家庭にとって重要な経済資源になることはもちろんであるが、子どもにとっては、たとえ離れて暮らしていても親として責任を果たしてくれていることを確認できる精神的な支えの一つになるといえる。

近年の離婚後の非監護親と子どもの面会交流の関係に関する研究成果は、野口らの研究で明らかになっている。まず、離婚によるひとり親家庭の経験を持つ大学生を対象とし、離婚後の親子関係および面会交流が子どもの適応にどのような影響を与えるかを検証した研究では、非監護親と面会交流が継続していた人と、まったくない人がそれぞれ4割で、非監護親と面会交流がある者はない者に比べて親子間の信頼感が高く、子どもと非監護親との交流は、親への信頼感を高めるのに重要な要因になっていること〔野口他 (2016)〕, 非監護親との養育費のやり取りは、ただ金銭的なつながりを意味するのではなく、その受け取りを通して、監護親と子どもが非監護親に関する話題を共有することにつながり、非監護親に対する信頼感

も増える可能性が高いことを指摘している〔野口・町田 (2017)〕。

青木の研究では、親の離婚を経験した大学生のほとんどが、非監護親との面接交流は必要で、非監護親とは会うべきだと考えていたこと、非監護親と子どもとの面会交流を困難にするのは、監護親による非監護親の非難、親の再婚などであることが明らかになっている〔青木 (2017a) (2017b)〕。また、平松は、離婚による母と子のひとり親家庭の子どもが非監護親の父に求めている支援で最も多かったのは、「養育費・学費などの金銭的支援」と「面会交流などの離婚後の関わり」であり、それらのことから、親と子どもをつなぐ絆の一つとして、面会交流などの精神的支援と養育費の支払いなどの経済的支援が必要であることを、親は肝に銘じる必要があると強調する〔平松 (2005)〕。離婚後の子どもの養育費の取決めや面会交流の必要性と課題については、ほかにも指摘されており〔三島 (1985), 下夷 (1989), 上村 (2012)〕、2011年の民法改正に基づいて明文化もされている。ただ前章で確認したように、離婚によるひとり親家庭の子どもが実際に非監護親と面会交流を継続しているのはそれほど多くなく、継続して養育費を受け取っている場合もそれほど多くないのが、現状である。しかし、子どもの方は、面会交流の重要性を考えており、非監護親には養育費や学費などの支援を望んでいること、さらに、非監護親からの養育費支払いは、ひとり親世帯の子どもの権利保障と生活安定に欠かせないものであることを考えると、今後、養育費取決めと支払義務、面会交流取決めと面会交流義務をセットにする形での制度の強化が必要であると思われる。もちろん、面会交流については諸事情を考慮し、子どもの福祉を最優先しなければならないのは言うまでもない。

## 2 ひとり親家庭の子どもの生活を支える

ひとり親家庭の子どもの生活を支える支援体制が整っておらず、さらに、直接に子どもを支えられる制度は非常に少ないことから、子ども支援体制の早急な整備を指摘する研究は数多い。神原

は、ひとり親家族で育っている子どもの中には、親の生活困窮のゆえに、さまざまな問題を抱えている子がいることが予想されるが、ひとり親家族の子どもに焦点をあてた支援体制はないに等しいと指摘する〔神原 (2007)〕。日本の各自治体におけるひとり親家族への支援状況を調査した研究では、各自治体では、支援策の一環として、親に対する経済支援だけでなく、精神的サポート等の公的支援を行っていることを明らかにするとともに、ひとり親家庭の子どもを対象とした支援が極めて少なく乏しいことも明らかにしている〔(社)日本家政学会家族関係学部会研究活動委員会 (2008) pp.31-129〕。また、西山らは、日本のひとり親家庭への諸支援は、親に向けられたものが多く、子どもへの直接支援の視点が欠如していることを指摘した上で、子どもの福祉を直接に保障する視点が乏しいのは、母親の自立によって子どもの福祉が実現するとの期待が強いためであると指摘する。しかし、子どもの福祉は母親の自立によってのみ実現するものではないため、子どもの不利や困難を明らかにし、必要な支援策を親の自立支援策と切り離して講ずる必要があると強調する〔西山・元木 (2012)〕。

2019年現在は、少しずつではあるが、ひとり親家庭の厳しい経済状況、特に、子どもの貧困率の高さという課題を解決すべく法制度も変化してきている。最も近年の変化をみると、2013年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子ども貧困対策法」)の成立(2014年1月17日施行)、同年の「生活困窮者自立支援法」の成立(2015年4月1日施行)、2014年の「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」の閣議決定(2014年8月29日)、同年の「母子及び寡婦福祉法、児童手当法」の改正(2014年12月1日施行)、2015年の「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)の子どもの貧困対策会議決定(2015年12月12日)、2015年の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本の方針」(2015年10月2日)などがある。また、「児童扶養手当法」は、2010年から大きく変わり、2010年8月からは父子家庭の父親も受給資格を持

つようになった。実施初年度の2010年度の児童扶養手当受給者件数は、1,055,181件で、受給者の児童との関係は、母親994,063名、父親55,546名、養育者5,572名である。2017年度末現在は、総数973,188件で、母親が914,691名、父親が53,814名、養育者が4,683名である〔厚生労働省HP〕。2014年12月からは、公的年金を受給する場合、年金額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できるようになり、2016年8月からは、第2子、第3子の加算額が増額され、2017年4月からは児童扶養手当の加算額に物価スライド制を導入するようになった。2018年8月分からは、支給制限に関する所得の算定方法が変わり、全額支給の対象となる所得制限額が引き上げられた。

「子ども貧困対策法」や「生活困窮者自立支援法」は、貧困や困窮状況にあるひとり親家庭の子どもにも深くかかわる制度である。「子ども貧困対策法」第2条の基本理念と「生活困窮者自立支援法」の第6条の生活困窮者就労準備支援事業等の4項には、子どもを対象とする教育、生活、就労、経済的支援と子どもに対する学習支援や保護者への進学助言などの支援に関する規定が定められている。これらは直接に子どもの学習支援を行うことで、その効果から「貧困の連鎖を防止する」ことを狙いとしている。ただ、子どもへの教育支援や学習支援の成果がみられ、貧困の連鎖が断ち切られるまでは、まだまだ時間を要する。それまでは、ひとり親家庭の親に対する継続的な支援が必要なのは言うまでもなく、経済的支援、就業支援、就業と子育てが両立できる支援が、複合的に実施される必要がある。

さらに、ひとり親家庭の子どもを支える支援は、経済的支援を中心とする支援だけでなく、心理的支えを図る支援も重視すべきである。第Ⅲ章で確認したように親との離死別を経験した子どもたちは、日常生活を送る中で親の喪失を想起させるさまざまな場面に出くわしており、その場面でひとり親家庭の子どもである自分を「普通の家庭の子」ではないと認識し、傷つき悩んでいる。上野・李の研究では、ひとり親家庭の子どもについては、本人が率先して相談をしなくても、または

できなくても、無理やり相談してくれる大人が必要であると訴える子どもの声を紹介しているが、子どもたちが最も多くの時間を過ごす学校内において相談できる専門家がいることが望ましい〔上野・李（2014）〕。国は、ひとり親家庭への支援策の一つとして、2019年度までにスクール・ソーシャル・ワークを一万人（全中学校区に1人ずつ）配置すること、スクール・カウンセラー（全公立小中学校）を27,500校に配置することを目標としている。ただ上野・李の研究で見られたように意図的ではないにしても授業中の教員の発言などによって子どもが傷つく場面も発生していることから、学校にはスクール・ソーシャル・ワークやスクール・カウンセラーを配置し、子どもを心理的に支えられる仕組みを整えるとともに、並行して学校の児童・生徒に対する学習と教育、学校の教職員に対する研修を継続的に実施することが必要である。

#### Ⅳ おわりに

本稿では、「配偶者との離死別と子どもの生活状況」というタイトルのもとで、配偶者との離死別によりひとり親家庭になった親と子どもの生活状況について概観した。その結果、ひとり親家庭の親と子どもの状況はさまざまであり、一概にはいえないことが明らかになった。そして本稿では、ひとり親家庭の親と子どもが、経済的困難、環境の変化に適応していく過程で経験する困難、子どもの教育期待や教育達成に関連する困難、非監護親と子どもの関係をめぐる課題、養育費負担や面会交流に関する課題、社会的排除という困難などの諸困難を抱えており、ひとり親家庭の親と子の多くは、これらの困難を複合的に経験していることを再確認した。

本稿では、ひとり親家庭の子どもたちの生活状況に関する新たな結果を見出したわけでも、また、子どもの生活支援策を新たに提案できたわけでもなく、ひとり親家庭の親と子の厳しい生活状況を再確認したに過ぎない。しかし、本稿の作業を通して、今日、ひとり親家庭の親と子どもの生活支援

のためのさまざまな政策が作られ、制度の整備も進んでいるが、その親子が直面している困難な状況を解決するためには、引き続きさらなる改善が必要な状況であること、中でも、子どもへの経済支援と学習・教育支援を継続的に行う必要があることを改めて再確認できたことは、本稿の成果の一つと思われる。

#### 参考文献

- 青木 聡 (2017a) 「父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流 (1) —統計解析の結果から」『大正大学カウンセリング研究所紀要』, 39号, pp.5-18。
- (2017b) 「父母の離婚を経験した大学生が語る面会交流 (2)」『大正大学研究紀要』, 102号, pp.212-230。
- 赤石千衣子 (2014) 『ひとり親家庭』岩波新書 (2017年版)。
- 安宅仁人 (2017) 「ひとり親世帯に育つ若者とその困難」乾彰夫・本田由紀・中村高康編『危機の中の若者たち—教育とキャリアに関する5年間の追跡調査』東京大学出版部, pp.169-190。
- 阿部 彩 (2008) 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書 (2017年発行)。
- (2014) 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』岩波新書 (2016年発行)。
- 稲葉昭英 (2008) 「『父のいない』子どもたちの教育達成—父早期不在者・早期死別者のライフコース」中井美樹・杉野勇編『ライフコース・ライフスタイルから見た社会階層 (SSM2005調査シリーズ9)』, pp.1-19。
- (2011) 「ひとり親家庭における子どもの教育達成」佐藤嘉倫・尾島史章編『現代の階層社会 [1] 格差と多様性』, pp.239-252。
- (2012) 「ひとり親世帯と子どもの進学期待・学習状況」内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室『親と子の生活意識に関する報告書』, pp.191-198。
- 岩田美香 (2009) 「階層差から見た父子家庭の実態」『季刊家計経済研究』, No.81, pp.43-51。
- 上野顕子・李璟媛 (2010) 「日本におけるインタビュー調査：ひとり親家庭で育った子どもの声—ひとり親家庭経験がある大学生のライフストーリー・インタビューより」『多様なひとり親家族の韓日比較—未婚・非婚・既婚の親子のジェンダー分析』平成19年度・平成20年度・平成21年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書。
- (2014) 「離別によるひとり親家庭で育った大学生のライフストーリー」『日本家政学会誌』, Vol.65, No.1, pp.27-36。
- NPO法人しんぐるまあざず・ふぉーらむ (2003) 『母子家庭の子どもたち—子どもたちへのインタビュー調査と母親へのアンケート調査報告書』。
- (2007) 『母子家庭の仕事とくらし②「母子家庭の就労・子育て実態調査報告書』』。
- (2010) 『母子家庭の子どもと教育—母子家庭の子どもの教育実態調査とインタビュー報告書』。
- 大石亜希子 (2007) 「子どもの貧困の動向とその帰結」『季刊・社会保障研究』, Vol.43, No.1, pp.54-61。
- 上村昌代 (2012) 「離婚母子家庭の直面する養育費不払い問題に関する考察」『子ども学』Vol.8, pp.57-61。
- 神原文子 (2007) 「ひとり親家族と社会的排除」『家族社会学研究』18巻2号, pp.11-24。
- 厚生労働省 (1998-2011) 『全国母子世帯等調査結果報告』。
- (2008) (2014) (2017) 『国民生活基礎調査の概況』。
- (2017) 『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告 (平成28年11月1日現在)』。
- 厚生労働省HP「福祉行政報告例」。(https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html)。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2018) 「人口統計資料集」。(http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2017.asp?chap=0)。
- 斉藤知洋 (2014) 「ひとり親世帯出身者の教育達成過程—母子世帯・父子世帯の文化資本効果による検討」『社会学研究』第94号, pp.133-156。
- 財団法人家庭問題情報センター (2005) 『離婚した親と子どもの声を聴く—教育環境の変化と子どもの成長に関する調査研究』。
- 財団法人東京女性財団 (1993) 『ひとり親家族に関する研究』。
- 志田未来 (2015) 「子どもが語るひとり親家庭—「承認」をめぐる語りに着目して」『教育社会学研究』第96集, pp.303-323。
- 下夷美幸 (1989) 「離婚と子どもの養育費」『季刊・社会保障研究』, Vol.25, No.2, pp.156-165。
- (社) 日本家政学会家族関係学部会研究活動委員会 (2008) 『ひとり親家庭に関する都道府県および政令都市調査・支援策資料集』。
- 周 燕飛 (2012) 「母子世帯の母親における正社員就業の条件」『季刊・社会保障研究』Vol.48, No.3, pp.319-333。
- 竹田美知・李璟媛・上野顕子 (2011) 「大学生のひとり親家族のイメージ」『日本家政学会誌』Vol.62, No.5, pp.317-328。
- 棚瀬一代 (2004) 「離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して」『現代社会研究』, 第6号, pp.19-37。
- 田宮遊子 (2017) 「親の配偶関係別にみたひとり親世帯の子どもの貧困率—世帯構成の変化と社会保障の効果」『社会保障研究』, Vol.2, No.1, pp.19-31。

- 田宮遊子・四方理人 (2007) 「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から」『季刊・社会保障研究』Vol.43, No.3, pp.219-231。
- 内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室 (2012) 『親と子の生活意識に関する報告書』。
- 西山裕美・元木久男 (2012) 「地方都市におけるひとり親家庭についての研究—親と子ども双方の福祉の保障をめぐる」『熊本学園大学論集『総合科学』, 19巻, 1号, pp.101-135。
- 野口康彦・町田隆司 (2017) 「離婚後の養育費の支払い問題と子どもの発達」『茨城大学人文学部紀要, 人文コミュニケーション学科論集』Vol.1, pp.25-40。
- 野口康彦・青木聡・小田切紀子 (2016) 「離婚後の親子関係および面会交流が子どもの適応に及ぼす影響」『家族療法研究』Vol.33, No.3, pp.331-337。
- 野口康彦・桜井しのぶ (2009) 「親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する質的研究：親密性への怖れを中心に」『三重看護学誌』11巻, pp.9-17。
- 三島とみ子 (1985) 「離婚の中の子ども」『長崎大学教育学部社会科学論叢』第35号, pp.1-23。
- 濱本知寿香 (2005) 「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊・社会保障研究』, Vol.41, No.2, pp.96-110。
- 平松千枝子 (2005) 「親の離婚を経験した子どものこころ—離婚を経験した親と子どもの調査から」駒沢女子大学『研究紀要』第12号, pp.155-171。
- 藤田博康 (2016) 「親の離婚を経験した子どもたちのレジリエンス—離婚の悪影響の深刻化と回復プロセスに関する「語り」の質的研究」『家族心理学研究』Vol.30, No.1, pp.1-16。
- 藤原千沙 (2007) 「母子世帯の階層分化—制度利用者の特徴からみた政策対象の明確化」『季刊家計経済研究』No.73, pp.10-20。
- 堀田香織 (2009) 「親の離婚を体験した青年の語り」『心理臨床学研究』Vol.27, No.1, pp.40-52。
- 村上あかね (2009) 「離婚によって女性の生活はどう変化するか?」『季刊家計経済研究』No.84, pp.36-45。
- (2011) 「離婚による女性の社会経済的状況の変化：「消費生活に関するパネル調査」への固定効果モデル・変量効果モデルの適用」『社会学評論』Vol.62, No.3, pp.319-335。
- 本村めぐみ (2011) 「ひとり親家族を生きる子どもの発達支援—子どもたちへのインタビュー調査を通して」『和歌山大学教育学部紀要』第61集, pp.127-135。
- 文部科学省HP「学校基本調査」。(http://www.mext.go.jp/b\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)。
- 余田翔平・林雄亮 (2010) 「父親の不在と社会経済的地位達成過程」『社会学年報』No.39, pp.63-74。
- 余田翔平 (2012a) 「子ども期の家族構造と教育達成格差—二人親世帯/母子世帯/父子世帯の比較」『家族社会学研究』Vol.24, No.1, pp.60-71。
- (2012b) 「母子世帯の高校生の教育達成過程：家族構造とジェンダーによる不平等の形成 (特集 現代社会における女性と家族への計量的アプローチ)」『社会学研究』第90集, pp.55-74。
- (2014) 「家族構造と中学生の教育期待」『老年学年報』No.43, pp.131-142。

(い・きょうおん)

## **Divorce and Bereavement with Spouse and the Actual Conditions of Children's Lives**

LEE kyoung won\*

### Abstract

This study analyzed the life of parent and children from the single-parent families induced by the divorce and bereavement with spouse via all sorts of statistics and pilot studies. Analyses were 1) statistical trend, economic condition, and the reality of life such as child rearing in single-parent family and 2) the reality of children's life including changes in environment and life after the separation from parent. Results indicate that the circumstances of parent and children in single-parent family were diverse. Parent and children in single-parent family encountered various difficulties including economic difficulties, difficulties experiencing during the adaptation for environmental change, problem regarding children's education and social exclusion and it is reconfirmed that many of them are experiencing the mixture of these difficulties. Although nowadays, policy to support a single-parent family is built and system is organized, to solve difficulties faced by a single-parent family, continuous improvement is needed. In addition, among those, it is reconfirm that continuing financial and educational support for children is required.

Keywords : Single-parent Families, Children, Divorce, Bereavement

---

\* Professor, Graduate School of Education, Okayama University